

旭川市（以下「市」という。）は、平成 30 年 3 月 29 日、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）等に則り、特定地方管理空港の運営等（以下「空港運営事業」という。）とともに、ターミナルビル等に係るビル施設等事業を一体として経営する旭川空港運営事業等（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表しました。

今般、本事業における客観的評価の結果をここに公表します。

平成 30 年 5 月 30 日

旭川市長 西川 将人

旭川空港運営事業等の効果 及び効率性に関する評価について

1. 事業概要

(1) 事業名称

旭川空港運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

旭川空港

② 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者等

旭川市長 西川 将人

(4) 事業内容

旭川空港運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）は、特定地方管理空港運営者（民活空港運営法附則第14条。以下「運営者」という。）として運営者の指定を受け、旭川空港運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の業務を実施する。

①施設概要

A) 対象施設

イ) 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）

ロ) 空港航空保安施設（航空灯火施設）

ハ) 道路

ニ) 駐車場施設（現在の駐車場施設事業者から譲り受けるものは除く。）

ホ) 空港公園（グリーンポート）及び公園上の施設（空港用地上の施設）

ヘ) 空港用地

ト) 上記各施設に附帯する施設（土木施設、建築物（消防車車庫及び除雪車車庫を含む。）、機械施設、電気施設（電源局舎を含む。）等）等

B) 本事業の実施にあたっては、次に掲げる施設を対象とするビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

イ) 旅客ビル施設（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）

ロ) 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設等）

ハ) A)-イ)からト)及びB)-イ)からロ)まで以外に運営者又は運営者子会社等が所有す

る施設

②実施事業・業務

空港運営事業の範囲は以下の A) から D) に掲げるものとする。なお、本事業の実施にあたっては、E) に掲げるビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

- A) 空港運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- B) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- C) 環境対策事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- D) その他附帯する事業（民活空港運営法附則第 14 条）
- E) ビル施設等事業
- F) 道内他 6 空港運営事業
- G) その他空港運営事業

(5) 事業方式

SPC は、市から運営指定対象施設について運営者の指定を受けて、運営者となる。運営者は、市との間で実施契約を締結し、空港運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、空港運営事業の実施に必要となる動産を譲り受けるなど実施契約に定める条件を充足し、空港運営事業を開始する。また、実施契約を締結した運営者は、ビル施設等事業として、ビル施設事業者株式をその株主から取得するなど実施契約に定める条件を充足し、ビル施設等事業を開始しなければならない。

運営期間終了時において運営者の指定は終了し、市又は市の指定する第三者は、運営者及び運営者子会社等が所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

以上の事業方式により実施する。

(6) 事業期間

A) 本事業の事業期間

空港運営事業の事業期間は、空港運営事業開始日から、運営者の指定日の 30 年後の応当日の前日（1. - (6) -B) の規定により空港運営事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。なお、ビル施設等事業の事業期間は、空港運営事業開始日に先立って開始され、空港運営事業終了日に終了する。以上より、本事業の事業期間は、ビル施設等事業の事業開始日から、空港運営事業終了日までとなる。

B) 空港運営事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営者は、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間（以下、併せて「空港運営事業期間等」という。）の延長を申し出ることができる。このとき、市が各事由において運営者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合には、市と運営者が協議により 1. - (6) -C) の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、空港運営事業期間等を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施は 1 回に限るものではない。

また、上記の合意延長とは別に、実施契約に定める事由が生じ、かつ、市が運営者に対して空港運営事業終了日の 4 年前の応当日までに期間延長を希望する旨の通知を行った場合、1. - (6) -C) の規定の範囲内で最も遅く到来する道内他 6 空港運営事業（1. - (4) -② -F) に定める事業をいう。）の空港運営事業終了日まで、空港運営事業期間等を延長すること

ができる。(以下、かかる期間延長を「公共延長オプション」という。)なお、公共延長オプションの実施は1回に限られる。

合意延長及び公共延長オプションを除き、空港運営事業期間等の延長は認められない。

C) 運営者の指定期間

運営者の指定期間は、運営者の指定日から30年後の応当日の前日までとする。

なお、運営者の指定期間は、1.-(6)-B)に定める空港運営事業期間等の延長があった場合を含め、運営者の指定日の35年後の応当日の前日を超えることはできない。

運営者の指定期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営指定は同日をもって終了する。

(7) 利用料金の収受

運営者は、①民活空港運営法附則第14条第1項に規定する空港法第13条第1項に定義される着陸料等(以下「着陸料等」という。)及び空港航空保安施設の使用料金については、各法律の規定に従い、必要な認可を受け、届出等を行い、②駐車場施設の利用料金及び航空運送事業者からの対象施設の利用に関する料金については、関連法令に基づく手続に従い、③その他空港運営事業に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら又はビル施設事業者をしてそれぞれ自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

また、運営者は、①旭川市空港管理条例に規定する旅客取扱施設利用料については、同条例の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、②その他ビル施設テナント等からの施設利用に関する料金等ビル施設等事業に関する料金については、関連法令に従い、自ら又はビル施設事業者をして、利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(8) 費用の負担

運営者は、下記A)、B)及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、空港運営事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

A) 更新投資に係る費用負担

B) 運営に係る費用負担

なお、ビル施設等事業の実施にあたっては、実施契約に特段の定めがある場合を除き、すべての費用を負担するものとする。

(9) 施設の立地及び規模に関する事項

航空法第55条の2第3項において準用する同法第46条に基づき告示された空港用地の所在地等は、以下のとおりである。

- ・所在地：北海道上川郡東神楽町
- ・本事業の対象となる敷地面積：約214ha

2. 本事業を実施することの定量的評価

運営者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスク(空港需要の変動リスクを含む。)は、実施契約等に特段の定めのない限り、運営者が負うとしている

こと、また、募集要項等の公表後に競争的対話を通じた実施契約、要求水準等の調整を行うことが予定されているとともに、①本空港の航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、②道内航空ネットワークの充実強化に関する事業・業務、③北海道の広域観光の振興に関する事業・業務、④地域との共生に関する事業・業務に関しては、優先交渉権者の提案内容を踏まえて、実施契約及び要求水準に運営者の実施義務を定めるとしていることから、本事業に係る定量的評価に必要な事業内容の詳細が定まっていないため、定量的評価は困難であることを踏まえ、本事業に係る定量的評価は優先交渉権者選定時に行うこととする。

3. 本事業を実施することの定性的評価

本事業を実施する場合、以下に示す定性的効果が期待される。

① 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現

現在の旭川空港は、①市が管理する空港基本施設等(③に含まれる駐車場施設を除く。)、②ビル施設事業者が所有する航空旅客取扱施設及び航空貨物取扱施設並びにこれらに附帯する利便施設、③ビル施設事業者が管理する駐車場施設が、それぞれ分離して運営されている。

本事業として、運営者に空港施設の運営等を実施させるとともに、本事業を通じて上記の全施設が運営者に集約して運営されることで、空港全体としての一体的・機動的な経営の実現が期待できる。

② 空港利用者等に対する良質なサービスの提供

本事業として、市のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、地域の玄関口である空港としてふさわしい利便性・快適性を有した航空輸送サービスの提供と、利用者負担の低減を実現することが期待できる。

③ 効率的な事業運営の実現

本事業として、競争性・透明性の高い運営者選定を行うことにより、良質なサービスをより効率的に提供することのできる運営者を選定することが期待できる。また、実施契約に基づいて官民が適切にリスク分担を図ることにより、効率的な事業運営が期待できる。

④ 長期・継続的な事業運営の実現

本事業として、実施契約に基づき、30年間(最長で35年間)の長期・継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な空港経営が可能となり、空港利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。

4. 本事業を実施することの総合的評価

本事業を実施することにより、本事業全体を通じて運営者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上のとおり、本事業の効果及び効率性に関する評価を示す。